

企業会計基準諮問会議の運営に関する要領

2020年 5月 25日

改正 2022年 5月 1日

最終改正 2023年 11月 15日

公益財団法人 財務会計基準機構

(目的)

第1条 この要領は、企業会計基準諮問会議の運営に関して定めるものである。

(企業会計基準諮問会議の開催等)

第2条 企業会計基準諮問会議は、原則として年3回開催する。

- 2 企業会計基準諮問会議の委員は企業会計基準諮問会議に直接出席することとし、代理出席は認めないこととする。ただし、企業会計基準諮問会議の議長がやむを得ないと認める場合、企業会計基準諮問会議の委員は、ウェブ会議システム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（以下「ウェブ会議システム等の方法」という。）を用いて出席することができる。また、企業会計基準諮問会議の議長が認める場合、企業会計基準諮問会議を、ウェブ会議システム等の方法を用いて開催することができる。
- 3 前項にかかわらず、議事に緊急性があると議長が判断した場合、書面（電子メール）又は類似した通信手段により審議を行うことができる。

(企業会計基準諮問会議の公開)

第3条 企業会計基準諮問会議の議事は、原則として一般に公開し傍聴を認めるものとする。

ただし、議長が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。

- 2 前条第3項に定める書面（電子メールを含む）又は類似した通信手段により審議を行ったときは、当該書面（電子メール等）は公開しないこととする。

(企業会計基準委員会への新規テーマの提言に関する手続)

第4条 企業会計基準諮問会議に、その事務を処理するための事務局を設置する。

- 2 議長は、テーマに関する円滑な審議の遂行に資するため、企業会計基準諮問会議の委員の中からテーマ担当委員を選任する。テーマ担当委員は、5名以内とする。

第5条 企業会計基準諮問会議の事務局は、新規テーマについて受付を行う。企業会計基準諮問会議の事務局は、各企業会計基準諮問会議の概ね1か月前に企業会計基準諮問会議の委員に対して新規テーマの有無の照会を行う。なお、新規テーマの受付は

企業会計基準諮問会議の委員からのものに限らず、広く受け付けるものとする。

2 企業会計基準諮問会議の事務局は、受け付けた新規テーマについて、以下に基づき、会計基準レベルのテーマと実務対応レベルのテーマに区分する。

(1) 会計基準レベルのテーマ：市場関係者に与える影響が大きいと想定されるもので、例えば新たな原則を定めるもの、既存の原則を改正するもの等

(2) 実務対応レベルのテーマ：適時な対応が必要とされるもので、例えば既存の会計基準等の解釈、新しい取引や金融商品に対する当面の取扱い等

第6条 前条第2項(1)に定める会計基準レベルのテーマについて、企業会計基準諮問会議の事務局は、テーマ担当委員と検討を行い、検討結果を対応案として企業会計基準諮問会議の委員に提示する。

2 企業会計基準諮問会議において、企業会計基準諮問会議の事務局が提示した対応案について審議を行う。

第7条 第5条第2項(2)に定める実務対応レベルのテーマについては、必要に応じて、企業会計基準諮問会議は実務対応専門委員会等に会計基準の開発の実行可能性、必要性等についてテーマ評価等の依頼を行う。

2 企業会計基準諮問会議の事務局は、実務対応専門委員会等のテーマ評価等も踏まえ、テーマ担当委員と検討を行い、検討結果を対応案として企業会計基準諮問会議に提示する。

3 企業会計基準諮問会議において、企業会計基準諮問会議の事務局が提示した対応案について審議を行う。

第8条 企業会計基準諮問会議は、その審議の結果、テーマについて企業会計基準委員会に対して審議テーマの提言を行うことのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合、企業会計基準委員会に対して提言を行う。

2 企業会計基準諮問会議は、その審議の結果、テーマについて企業会計基準委員会の審議テーマの提言を行うこととしないとのコンセンサスが得られたと議長が判断した場合、提言に至らなかったテーマとして記録し、その後の企業会計基準諮問会議の審議の参考とする。

附則

この取扱いは、2020年5月25日から実施する。

附則

この改正規則は、2022年5月1日から施行する。

附則

この改正規則は、2023年11月15日から施行する。